静岡市土木積算システム賃借業務 落札者決定基準

静岡市が公募する「静岡市土木積算システム賃借業務」に係る事業者選定については、次に掲げる方法による。

1 審査機関

- (1) 本業務の審査については、「静岡市土木OA推進検討委員会」及び「静岡市土木積算システム賃借業務総合評価学識意見聴取」(以下「委員会等」という。)において実施する。
- (2) 委員会等は、要求仕様書に記載している性能、機能及び技術等の用件を満たしているかの判断、各性能、機能を実現しているか否かの判断、技術提案書作成要領で求める技術提案書の内容等について審査する。

2 落札者決定基準

- (1) 落札者の決定方法
 - ①次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、3 に定める評価方法により算出された機能評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
 - イ 入札価格と提案価格の合計が、本市が想定する費用の総計以内であること。
 - ウ 技術提案書評価項目に記載した必須の要件を全て満たしていること。
 - ②総合評価点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応は以下のとおりとする。
 - ア 入札参加者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が異なる場合は「機能評価 点」が高い者を落札者とする。
 - イ 入札参加者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が同じ場合は、「入札金額」 が低い者を落札者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、当該入札参加者の立会 いのもと、くじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞 退することはできない。

(2) 評価項目

- ①技術提案内容の評価は、別紙「技術提案書評価表」に基づき、「機能評価点」(500点満点) を与える。
- ②入札価格および提案価格の評価は、3に示す計算式に基づき「価格評価点」(500 点満点) を与える。



(3) 評価方法

提出された提案書における内容の評価は、別紙「技術提案書評価表」の各項目により本 市が設定する評価基準に基づき評価する。「機能評価点」及び「価格評価点」を合計した 「総合評価点」が最も高い者を落礼者とする。

3 技術及び価格の評価について

- (1)機能評価点
 - ①「技術提案書評価表」の各評価項目に関する評価基準

予め提出された提案書の記述内容およびヒアリング時の提案書の説明により、本市が設ける評価基準に照らし合わせて判断し評価する。

なお、提案内容が本市の求める要求に見合っているものか、「静岡市土木OA推進検討部会」による事前確認を実施するものとする。事前の確認日は入札参加者に対して本市より通知し、参加しない場合には失格とする。

例)配点が10点の場合

本市が求める基準より優れている10点本市が求める基準に対し良好5点本市が求める基準程度0点本市が求める基準を満たさない「一」

※必須項目において「満たさない」があった場合は失格となる。

②ヒアリング

ヒアリングは、各参加者にそれぞれ70分を与えその内容は以下の構成で実施する。また、実施日については入札参加者に対して本市より通知し、参加しない場合には失格とする。

③「機能評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

(2) 価格評価点

価格評価は、以下の費用区分に基づいて、「提案価格書」(様式-9)に記入するものと、 入札価格によるものと区分し評価する。なお、記入する金額はすべて消費税を含まない金額とする。

①システム賃借費用(5年分)

土木積算システム賃借業務に係わる5年間分の費用で、入札価格となるものである。

(主な費用内訳)

機器の賃貸借費用、土木積算システムの賃貸借費用、コンサルタント向けシステム使 用料及び文書管理通達ソフト、その他必要なソフトウェアの賃貸借費用

②システム改修・保守等費用

土木積算システム改修業務および保守等業務に係わる費用で、提案書に含まれる提案価格である。

(主な費用内訳)

土木積算システムカスタマイズ費用、基準・単価データの作成費用(初期設定分)、 データの移行費用、必要なソフトウェアの導入・設定費用、機器保守費用、積算システム及びこれらに関連するソフトウェアの保守費用、基準・単価データの作成費用(令和 5年度から5年間)

③価格評価点は、以下の算定式で、本市が設ける予定価格及び改修・保守等想定価格を基に 価格評価点を算出する。

「入札者の価格評価点」

配分点×{1-(入札価格+提案価格)/(予定価格+改修·保守等想定価格)}

10		大項目		小項目	評価の内容・視点	配点	必須
1		# 4-4-01	1-1	システム導入の目的	積算事務の効率化を図る観点から記述されているか		
2	1	基本方針	1-2	システム導入による効果	積算事務の効率化を図る観点から記述されているか (効率化、省エネ、コスト縮減)	14	
3		2 システム構成	2-1	機器の仕様	総ユニット数、総電気容量、総重量について要求仕様以下の数値で記述されているか		0
4			2-2	クライアントPCへの適応	市政端末に対しWEB版として対応できるか		
5			2-3	設計書作成件数	年間で工事4000件、委託2000件程度作成できるか		0
6	2		2-4	使用履歴の管理	システム使用履歴(アクセス件数等)をExcel形式で管理者が簡単に出力できるか		
7			2-5	システムの保存・切断	一定時間操作されていないクライアントをシステム側で自動的に保存・切断できるか		0
8			2-6	庁内LANに対する配慮	既存庁内LANに対する負荷を軽減したシステムか (軽減の観点からどの様な提案となるか)		
9			2-7	データの移行	明積7で作成した設計書及び基準等データの移行について、データの欠損等が生じないよう確認し、確実に移行できる方法が記述されているか	38	С
10			3-1	スケジュール	カスタマイズ、基準単価データ作成、環境設定、仮テスト、研修、仮稼働等本稼働までのスケジュールが仕様書の内容を上回る期日で設定されているか		С
11	3	改修に伴う対	3-2	基幹的部分のカスタマイズ及び バージョンアップに対する保守と 費用	R5からR10年度の5年間でバージョンアップを行う必要があるか。この時、費用が発生するか		
12		応	3-3	初期設定	環境設定、システムテスト、動作確認の内容が具体的に記述されているか		
13			3-4	研修・操作マニュアル	操作研修の頻度や実施方法、操作マニュアルや機器の操作説明書の作成について 記述がされているか。又操作マニュアルは分かりやすい内容であるか。	35	
.4			4-1	汎用性	公告の日から過去1年間において、他自治体での使用実績から汎用性が確認できるか		C
.5			4-2	通信速度	本市が掲げた数値をクリアできるか(積算システム以外の庁内LAN通信がないと仮定)		
16			4-3	設計書の種類	当初、変更、合併、出来形、災害の設計書が作成できるか		C
.7			4-4	設計書の分野	土木、上下水道、農林、港湾の設計書が作成できるか		
8			4-5	ログイン	ID、パスワードによるログ管理が可能で、その運用方法が簡易であるか		
.9			4-6	設計書印刷の形式	設計書のPDF及びExcelへのはき出しが、システム上のイメージと同じ形で可能で、システムに蓄積された単価データをExcel又はCSV型式ではき出しが可能か		
20			4-7	設計書の複写	設計書の全体、明細、単価が複写可能か		
21			4-8	単価、内訳書の表示	単価、内訳書の下位層まで一連で展開できるか		C
22			4-9	システムの複数起動	1つの端末でシステムの複数起動ができ、別設計書から単価表の複写が可能か		
23			4-10	入力文字数	表紙に設計書番号、工事名、工事概要等が所定の文字数以上入力可能か		
24			4-11	工事概要のマスター化	工事概要の雛型をマスター化し画面上に表示できるか		
25			4-12	単価世代等	表紙に単価世代、地区コード、設計年月の表示と管理が可能か		
26			4-13	工種体系ツリーの表示	新士木工事積算大系、上水道系、下水道系、港湾系、農林系の各工種体系ツリーを 表示でき、直接工事費の作成が可能か		С
7			4-14	工種体系ツリーの修正	工種体系ツリーは設計者により工事区分の追加が可能か		C
8			4-15	独自単価、内訳書の作成	本市独自の材料や工種の登録、活用が可能か		
9			4-16	独自単価、内訳書の使用	複数の明細にまたがって使用する同一の単価は、一度作成したものを使用可能か		
30			4-17	数値の端数処理	数値の端数処理は本市で指定する設定が可能か、また、設計者により任意に変更が 可能か		
31			4-18	単価表の修正	マスタ登録されている施工単価を複写でき、これを修正可能か		
32			4-19	計算過程の表示	備考欄等に計算過程を最大40文字入力、印刷が可能か		
33	4	積算ソフト	4-20	設計後の工種体系の表示	作成した設計書に合わせて本工事内訳表、明細表、単価表の構成を一連のツリーで 表示可能か		C
14			4-21	諸経費の計算	直接工事費の積上げと同時に諸経費計算ができ、本工事費を同一画面上で確認することが可能か		
35			4-22	単価の検索	単価のコード検索、分類検索、名称検索が可能か		
36			4-23	基準・単価改訂への適応	基準や単価が改訂された際、世代、地区の変更入力に合わせて再計算が可能か		
37			4-24	単価の補正	夜間補正等の修正が施工単価ごと、または工種単位ごとに設定可能か		
38			4-25	諸経費の確認	諸経費と率計算過程が画面上で確認でき、金額や率は補正が可能か		
39			4-26	独自経費率の設定	任意の経費率が設定可能が		C

NO		大項目		小項目	評価の内容・視点	配点	必須
40			4-27	設計書の分割	設計書、諸経費を国費と単費等に振り分けて積算が可能か		0
41			4-28	異なる経費区分の合併	異なる経費区分のものを合併して積算可能か		0
42			4-29	設計書の印刷物	表紙、総括表、本工事内訳表、明細表、施工単価、基礎単価、集計一覧、数量総括 表の印刷が可能か		0
43			4-30	代価番号	明細、単価表の代価番号を自動で付けることが可能か		0
44			4-31	金抜き設計書	発注者が指定する数量、金額、文字を消去し、金抜き設計書の作成が可能か		0
45			4-32	材料、労務等の集計	設計書ごとに材料、二次製品、産廃、労務、機械損料を集計した一覧表が出力可能 か		0
46			4-33	ページ数の表示	設計書にページ数を表示可能か		0
47			4-34	印刷のプレビュー	設計書印刷のプレビュー表示は可能か		0
48			4-35	印刷する帳票の選択	印刷する明細表、単価表を指定し、指定した部分のみの印刷が可能か		0
49			4-36	設定条件の印刷	設定した条件を余白等へ必要に応じて印刷可能か		0
50			4-37	変更対照表	当初と変更後の工種を比較対照し、上下二段書き、左右二列書き及び変更内容のみ を選択して印刷が可能か		0
51			4-38	追加変更対象項目	当初設定しておらず、変更にて追加した工種も比較対照及び印刷が可能か		0
52			4-39	異なる諸経費の週休2日補正	複数の異なる諸経費(例:下水道、上水道)を合併して積算する場合でも、週休2日補 正に対応可能か	268	
53			5-1	基準データの改訂	基準データは本市が要求する内容となっており、システムに組み込まれない基準がないか		0
54			5-2	基準データの使用実績	本市が要求する基準データについて、公告の日から過去5年間において、他自治体 での使用実績から汎用性が確認できるか		0
55			5-3	基準単価データ改訂期日	R5以降に改訂する単価データは本市が要求する期日までに改訂が可能か		0
56	5	基準・単価 データ	5-4	単価データの修正	基礎単価、機械損料、施工単価等の各マスターの更新、削除、名称変更等が迅速に対応可能か(本市依頼(データ提供日を除く)から何営業日以内に取り込み可能か)		0
57		-	5-5	単価の印刷	基礎単価、施工単価の一覧印刷、構成印刷が可能か		0
58			5-6	世代·地区管理	基準データ及び単価データは世代及び地区のデータとして管理が可能か		0
59		-	5-7	データの取り込み	調査会社作成単価、県内共通単価の取込みが可能か	49	0
60		通達文書管理・ソフト	6-1	文書容量	10万文書程度の文書が保存可能か		0
61			6-2	ソフト型式	Web版としてブラウザから文書の登録、削除、検索、アクセス権の設定等が可能か		0
62	6		6-3	文書の管理	文書をフォルダによる階層構造で管理することが可能か		0
63			6-4	文書の表示	文書の一覧をサムネイル、タイトル表示可能で、MSOffice文書、PDF、XDW、イメージファイルにより表示可能か	12	0
64		システム保守・運用	7-1	保守の方式	定期点検、訪問修理等が迅速に実施可能で消耗部品の交換(受注者の負担)が可能か		0
65			7-2	稼働時間	バックアップ作業時以外で稼働が可能で、稼働時間の設定変更が可能か		0
66			7-3	管理監視体制	データのバックアップは毎日実施し、機器冗長化のためのレイドの実施、操作性を確保した上での不正アクセス防止、ウイルスの侵入対策が実施可能か		0
67	7		7-4	障害発生時の対応	サーバーに起因する障害が発生しシステムの運用が不可能となった際、速やかに積 算事務が可能な環境を創出可能か (営業日何日以内に どのような方法で)		0
68			7-5	報告体制	稼働状況、利用実績、障害対応状況について月に1度の報告が可能か		0
69			7-6	サポート体制	原則開庁日の午前8時30分から午後5時までの間で、操作、障害等に関する間合せに対し、 電割、メールまたは現地での対応が可能か。また「現地での対応」のレスポンスタイムはいか程 か		0
70			7-7	ID、PWの管理	設計者のID、PWの変更をする場合、発注者の依頼日から営業日5日以内で変更作業が可能か。	37	
71		設計コンサル タント向け積算 システム	8-1	システムの構造	設計コンサルタントが、金額を含まない積算環境の構築が可能か (コンサル用積算 歩掛があるか)		0
72	8		8-2	システムの運用	設計コンサルタントのシステム使用にあたり、どのような方法でセキュリティを確保する ことが可能か		0
73			8-3	データの納品方法	発注者に対し、外部媒体によるデータ引渡しが可能か	15	0
74		その他	9-1	納品検査方法	効率的な検査テスト実施方法が記述されているか		
75			9-2	ペナルティ・責任の範囲	システムの不具合やデータの作成ミスによる設計書の変更など、本市が受ける損害に対し、補償・賠償の範囲を明確に記述しているか		0
76	9		9-3	ペナルティ・責任の内容	システムの不具合やデータの作成ミスによる設計書の変更など、本市が受ける損害に対し、補償・賠償の内容を明確に記述しているか		0
77			9-4	データの提供	契約期間満了時、システムが変更になった場合、設計データを移行するため、 EXCEL又はCSVへデータをはき出し、作成したデータを発注者へ提供可能か	32	